

県産の再エネ設備・省エネ設備を利用して みんなで取り組もう！地球温暖化対策

平成 29 年度版

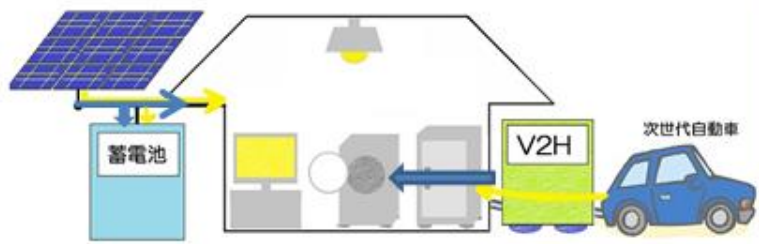
再生可能エネルギー関連設備等 導入支援制度のご案内



電気



太陽光発電



蓄電池・V2H



エネファーム

●再エネ設備・省エネ設備導入促進

●エネルギーの自家消費

●熱利用の促進

熱



太陽熱(給湯・空調)



地中熱



ペレットストーブ

山口県

県産品利用・やまぐち再エネ等補助金

【補助金額】《平成 29 年度は制度や様式等の変更があります》

電気	太陽光発電システム	0.8 万円/kW (10kW 未満、上限 7.9 万円)
	蓄電池※ ¹ ※ ²	0.6 万円/kWh (上限 9.6 万円)
	V2H※ ¹	定額 5 万円
熱	太陽熱利用給湯 (強制循環型)	1.2 万円/m ² (上限 4.8 万円)
	太陽熱利用給湯 (自然循環型)	0.5 万円/m ² (上限 1.5 万円)
	太陽熱利用空調システム 地中熱利用システム	0.8 千円/m ² (延床面積 75 m ² 以上、上限 10 万円)
	ペレットストーブ	0.5 万円/kW (上限 3 万円)
電気 + 熱	家庭用燃料電池 (エネファーム)	定額 3.8 万円

※1 県産品太陽光発電と同時に設置した場合に限り、補助金額を上乗せ
県産品以外も対象とするが、一定の設備基準を満たすことが必要

※2 同時に設置する太陽光発電システムの出力(kW)の1.64倍までの蓄電池の蓄電容量(kWh)を補助

Q. 補助の対象は？

A. 新築又は既築住宅において補助対象設備※を導入する場合です。

※山口県産再生可能エネルギー関連設備等登録制度(下記参照)に登録された設備です。

Q. 補助を受けられる人は？

A. 次の要件を満たす方が対象です。

- ① 山口県内に住所を有する個人(予定を含む)
 - ② 全ての県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がない方
- ※ 県内の住宅(自ら居住又は居住する予定の住宅)に、補助対象設備を設置、若しくは設置された建売住宅を購入される方が申請してください。

Q. 補助の要件は？

A. 補助対象設備の施工を県内事業者へ発注することです。

【山口県産再生可能エネルギー関連設備等登録制度とは？】

県内企業等が製造・加工した設備や、県産の原材料をもとに製造・加工された設備等を県が登録し公表します。登録制度については山口県環境政策課へお問い合わせください。

登録設備(補助対象)一覧は県環境政策課ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/saieneh/saiene.html>)

【登録の区分】

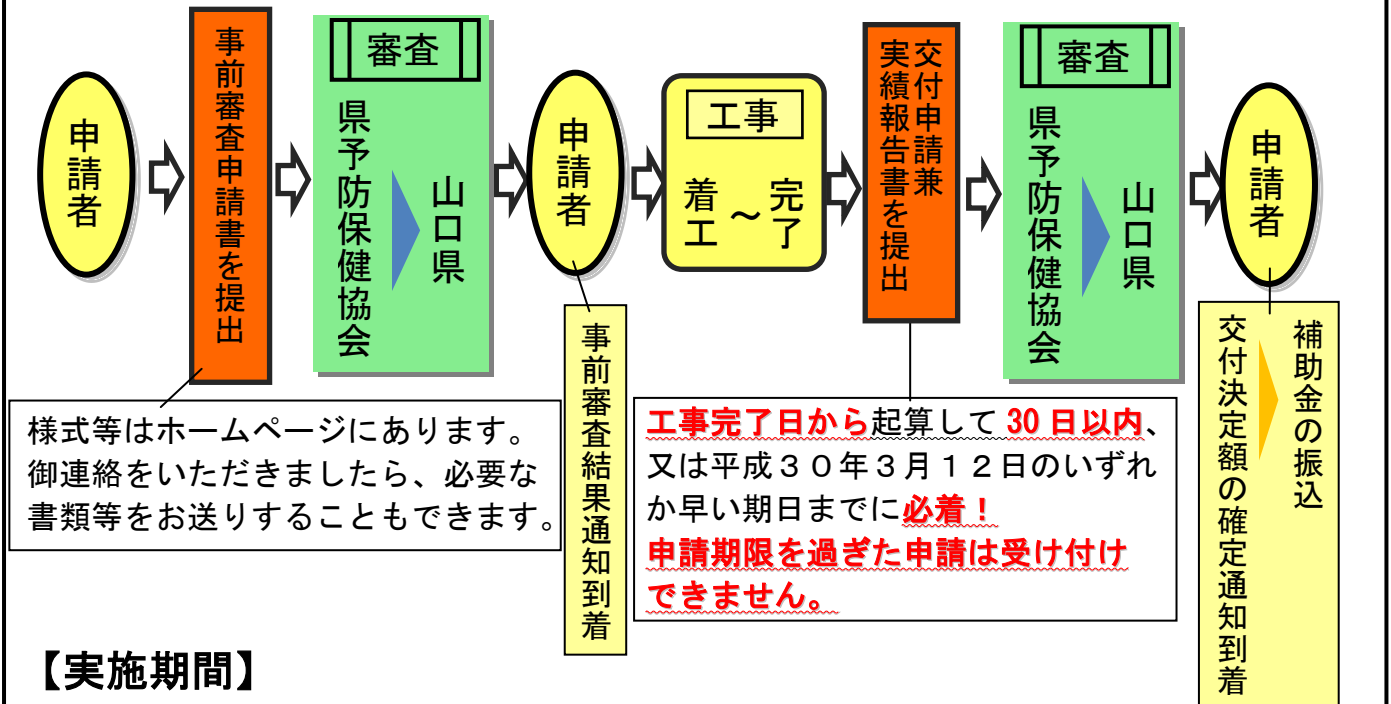
県内製造型：県内での製造・加工

県内原材料加工型：主要部材に県内産原材料を利用

県内技術活用法：県内企業が有する再エネ等関連技術を活用

県内省エネ・再エネ一体型：県内省エネ設備等に再エネ関連設備等を組合せ

【補助金を受け取るまでの流れ】



【実施期間】

平成29年4月1日（土）から平成30年3月12日（月）まで

- （注1）平成30年3月12日までに事業を完了し、補助金交付申請兼実績報告書を提出できる場合に限りです。
- （注2）受付は先着順に行い、県の予算の範囲を超えた場合は、超えた日の申請書の中で抽選を行い、補助金交付予定者を決定します。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

（公財）山口県予防保健協会
 （山口県地球温暖化防止活動推進センター）
 〒753-0814 山口県山口市吉敷下東1丁目5番1号
 (TEL) 083-933-0018 (FAX) 083-924-9458
 (ホームページ) <http://www.yobou.or.jp/yccca>



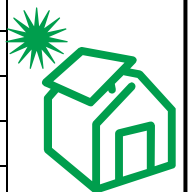
市町の再生可能エネルギー関連設備等の導入補助制度

市町	対象設備			連絡先
	太陽光	太陽熱	その他	
下関市			家庭用燃料電池 他	環境政策課 TEL : 083-252-7116
宇部市	○*	○*	再エネ省エネ設備等*	建築指導課 TEL : 083-634-8434
防府市	○			生活安全課 TEL : 0835-25-2328
岩国市			ペレットストーブ	環境保全課 TEL : 0827-29-5100
光市	○	○	再エネ省エネ設備等	環境政策課 TEL : 0833-72-1465
長門市	○			生活環境課 TEL : 0837-23-1134
周南市			家庭用燃料電池	環境政策課 TEL : 0834-22-8324
山陽小野田市	○*	○*	省エネ設備等*	建築住宅課 TEL : 0836-82-1167
和木町			家庭用燃料電池	住民サービス課 TEL : 0827-52-2194

【注意事項】

制度の詳細は、各市町にお問い合わせください。予定数に達し、受付を終了している場合があります。別途、融資制度を設けている市町もあります。

※印はリフォームのみを対象とする制度



山口県地球にやさしい環境づくり融資制度のご案内



家庭向け融資制度

〇住宅用太陽光発電システム等整備資金

(対象施設)

- ①住宅用太陽光発電システム
 - ②再生可能エネルギー熱利用設備
(太陽熱利用給湯システム、太陽熱利用空調システム、
地中熱利用システム、ペレットストーブ)
 - ③省エネ設備(①又は②と同時に2製品以上を整備)
省エネ設備(高効率給湯器、蓄電池、V2H[※]等)
※V2H: 電気自動車に蓄えた電気を住宅に供給する設備
- (限度額) 500万円/件
(融資利率) 年1.0%(固定)
(償還期間) 10年(据置2年)以内
(償還方法) 元利均等月賦償還
(保証料) 取扱金融機関が規定

〇地球にやさしい環境づくり整備資金

(対象施設)

- 次世代自動車、屋上緑化、壁面緑化
駐車場緑化、保水性舗装、高反射塗装
省エネ設備(高効率給湯器、蓄電池、V2H等)
- (限度額) 500万円/件
(融資利率) 年1.5%(固定)
(償還期間) 5年(据置1年)以内
(償還方法) 元利均等月賦償還
(保証料) 取扱金融機関が規定

【お申し込み先】山口銀行、西京銀行、中国労働金庫及び県内信用金庫、信用組合、農業協同組合

事業所向け融資制度

※対象者: 中小企業法に基づく中小企業者、中小企業者等協同組合法に基づいて設立された組合等

〇地球温暖化対策施設等整備資金

(対象施設) ・省エネ改修、燃料設備の転換 ・太陽光発電システム

- ・風力発電システム ・次世代自動車 ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・駐車場緑化
- ・保水性舗装 ・高反射塗装

(限度額) 10,000万円/件 (融資利率) 年1.5%(固定)

(償還期間) 1,000万円未満: 5年以内 1,000万円以上: 7年以内 5,000万円以上: 10年以内

(償還方法) 元金均等月賦償還利子後払い (保証料) 取扱金融機関により規定

〇公害防止施設整備資金

(対象施設) ばい煙処理施設、粉じん処理施設、汚水等処理施設、騒音又は振動防止施設、悪臭防止施設等

(限度額) 3,000万円/件 (融資利率) 年1.8%(固定)

(償還期間) 1,000万円未満: 5年以内 1,000万円以上: 7年以内

(償還方法) 元金均等月賦償還利子後払い (保証料) 取扱金融機関により規定

〇産業廃棄物処理施設整備資金

(対象施設) 資源化再生利用施設、処理施設、収集・運搬、保管施設、最終処理施設、ダンプ低減施設等

※限度額等は、公害防止施設整備資金に同じ

【お問い合わせ先】県環境政策課 (TEL:083-933-2690)

(このパンフレットに関するお問い合わせ先) 山口県環境生活部環境政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

(TEL) 083-933-2690 (FAX) 083-933-3049 (E-mail) a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

(HP) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/index/>